

令和5年第5回阿蘇市議会定例会審議結果

今期定例会に上程された議案等29件の審議結果は以下のとおりです。

議案等番号	件名	審議結果
承認第11号	専決処分した令和5年度阿蘇市一般会計補正予算(第3号)について	承認
議案第58号	阿蘇市職員定数条例の一部改正について	原案可決
議案第59号	阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第60号	阿蘇市職員等の旅費に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第61号	阿蘇市農業構造改善センター条例の一部改正について	原案可決
議案第62号	令和5年度阿蘇市一般会計補正予算(第4号)について	原案可決
議案第63号	令和5年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決
議案第64号	令和5年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決
議案第65号	令和5年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	原案可決
議案第66号	令和5年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について	原案可決
議案第67号	令和5年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について	原案可決
議案第68号	令和5年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算(第2号)について	原案可決
議案第69号	令和5年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算(第1号)について	原案可決
議案第70号	令和5年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算(第2号)について	原案可決
議案第71号	令和5年度阿蘇市水道事業会計補正予算(第1号)について	原案可決
認定第1号	令和4年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について	不認定
認定第2号	令和4年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定第3号	令和4年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定第4号	令和4年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定第5号	令和4年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定第6号	令和4年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定第7号	令和4年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定第8号	令和4年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定第9号	令和4年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定第10号	令和4年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定第11号	令和4年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	認定
認定第12号	令和4年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について	認定
報告第8号	令和4年度阿蘇市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	報告
議案第72号	共有原野等の寄附について	原案可決

《追加議案》

議案等番号	件名	審議結果
発委第4号	阿蘇市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について	原案可決

市長提出事件数

可決…15件 (条例4件、予算10件、その他1件)
承認…1件 (予算1件)
報告…1件
認定…11件
不認定…1件

議会(委員会)提出事件数

可決…1件 (条例1件)

計30件

意見の分かれた議案等の賛否表

○：賛成 ●：反対 議：議長

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
氏名	杉谷	中川	菊池	竹原	佐藤	佐藤	児玉	甲斐	立石	竹原	園田	市原	大倉	湯浅	五嶋	古木	谷崎	菅
議案	保信	文久	勝秀	真理子	和宏	菊男	正孝	純一郎	昭夫	祐一	浩文	正	幸也	正司	義行	孝宏	利浩	敏徳
認定第1号	○	○	●	●	○	○	○	●	○	●	○	●	●	○	●	●	●	議

討論の内容

認定第1号 令和4年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について

反対討論▶▶ 同和団体支援金428万円の中止を求めます。同時に、財政調整基金2億円の積立は、物価高騰の中で市民生活、基幹産業である農業者が困窮する中で、住民・農業者への支援に使うべきだと思い反対します。

賛成討論▶▶ 令和4年度も前年から続いています新型コロナウイルス感染症の全国的な蔓延により、本市の財政運営が厳しい状況の中で、令和3年9月に策定された第2次阿蘇市総合計画後期基本計画に基づき、誰もが安心して暮らせる生活環境と安定した地域経済の回復に必要な災害からの復旧・復興・発展に関する計画に沿って、各事業の見直しや財源確保を念頭に努力され、一般会計の令和4年度の実質収支額は約14億2,300万円、実質単年度収支として約8,800万円の黒字決算となっていますことに、市長・副市長をはじめ職員の皆様方のご努力に敬意を表したいと思います。

令和4年度の決算審査意見書の中の審査結果には、審査に付した各歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿その他証書類を照査した結果、決算は計数的に正確であり、また予算の執行及び出納に関する事務の処理は適正に処理されていると認められたとあります。以上のように令和4年度一般会計歳入歳出決算の状況全般について、適正かつ効率的に執行されていることから賛成します。

反対討論▶▶ まず、顧問弁護士委託料528千円が承認できません。住民訴訟において3年間の流れを知り、訴状に対しては回答を短期間に行わないといけないこと知っている顧問弁護士が、議案上程に間に合わないと言われ、ぎりぎりのタイミングである4月27日に弁護を断ったということは、非常に無責任な対応であると思います。速やかに顧問弁護士をお断りし、弁護士費用362万円の穴埋めにすべきであったと考えます。また、3月1日から2か月の間に準備していれば、4月25日に訴状が届いても議会に間に合わせることができたと思います。

次に、弁護士委託料362万円が承認できません。市は今まで裁判において、顧問弁護士で対応し何度も負けて多額の賠償金を払ってきました。しかし、なぜ顧問弁護士がいるにも関わらず2名も弁護士を雇うのか。市民団体側の弁護士も一人と聞いています。市側も一人で十分と考えます。

更に、住民訴訟への予備費流用は議会の議決を経ていません。時間がなくても、専決をした後で承認をとることもできます。予備費は予見しがたい予算の不足の対応であり、3か月前にも報道され分かっていたことなので、今回の訴訟は該当しないと考えます。それら予算審議の手続きを経ず予備費から流用を行ったことは議会軽視であり、背後の市民の軽視であると考えられますので承認できません。

賛成討論▶▶ 予備費とは、予算外の支出または予算超過の支出に充てるため、用途を特定しないで計上する目的外予算で、議会の議決を必要とせず、長の権限で執行できるものであります。更に、これまでも市が被告となった訴訟や人事委員会への不服申し立てなどの案件においても、専決処分や臨時議会開催などを経ず予備費充用により訴訟等への対応を行っている事実があります。このように、適正に執行され一定の成果を上げている令和4年度の阿蘇市一般会計歳入歳出決算を評価し賛成します。